

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月6日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月6日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただき
ました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例につ
いて

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例につ
いてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第38号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第39号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第40号 平成30年度川根本町一般会計補正予算
（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第41号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第42号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第43号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。

議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いいたします。町長、教育長、その他の議員の方々は大会議室のほうへ移動をお願いいたします。

再開はその後にいたします。

では、移動のほうをお願いいたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時50分

○議長(中澤莊也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長(中澤莊也君) お諮りします。

ただいま町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程(第2号追加1)のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思えます。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第44号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎追加日程第2 議案第45号 平成30年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

◎追加日程第3 議案第46号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） おはようございます。

それでは、追加日程、議案第44号から議案第46号、一括して説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、関連いたしますので、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに議案第45号、川根本町一般会計補正予算、議案第46号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第44号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は3点からなり、その1点目として、平成29年3月に成立をいたしました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律において、国民健康保険事業の広域化が示され、本年4月から広域化がスタートしているところであります。

この広域化により、都道府県が国民健康保険事業の財政運営主体となったことに伴い、国保税の徴収目的を従前の医療費の支払いのためから、都道府県に支払う納付金に充てるためにと改正をするものであります。

2点目の改正は、平成29年12月に平成30年度の税制改正大綱が定められ、その中に国保税における負担の公平性を図ることを目的に、低所得者に対する軽減措置の拡充と、国保税の課税区分における医療分の課税限度額の引き上げが盛り込まれたことを受け、今回の改正を行うものであります。

軽減措置の拡充として、5割軽減となる基準軽減額を1人につき5,000円、同じく2割軽減の基準軽減額を1人につき1万円引き上げるものであります。また、課税限度額の引き上げとしては、課税限度額を54万円から4万円引き上げて58万円とするものであります。

3点目の改正といたしましては、税率の一部を見直しさせていただくものであります。

今回の見直しは国民健康保険事業の広域化に伴い、国保税の賦課方式につきましても所得割、均等割、世帯割の3方式とする方針が示されましたが、現在の本町における賦課方式は、これに資産割を含めた4方式となっております。今回は広域化の方針である3方式での賦課方式に近づけていくため、税率の一部を見直すものであります。

引き続きまして、議案第45号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,493万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、議案第46号で計上をさせていただいております国民健康保険事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額に関する補正予算案を計上させていただくものであります。

最後に、議案第46号です。平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,402万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、議案第44号で上程させていただいた川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づく税率見直しによる補正と、前年度歳計剰余金が当初見込みより多額になったことによる補正であります。

以上、議案第44号並びに第45号、第46号、3件の議案につきましては、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎散 会

○議長(中澤莊也君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月26日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第45号と議案第46号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時58分